

令和3年度 茨城労働局 安全衛生行政の重点事項

茨城労働局労働基準部健康安全課

1 現状と課題

(1) 茨城県内における労働災害発生状況

茨城県内における令和2年の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、前年に比べ144人増加の3,110人、うち死亡者数は18人と、前年に比べて死傷者数は増加、死亡者数は減少しました。

業種別でみると、死傷者数は、製造業833人（前年884人、5.8%減）、商業448人（同407人、10.1%増）、陸上貨物運送事業407人（同375人、9.6%増）、死亡者数は、建設業4人、製造業2人、商業2人、陸上貨物運送事業1人、社会福祉施設1人、その他で8人となり、製造業において大幅に減少しました。

(2) 第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」）の目標と結果

13次防では、死亡者数を12次防期間中の15%以上減少させること、死傷者数を5年後の最終年までに平成29年の死傷者数の5%以上減少させること等を目標に取り組んでおります。令和2年の死亡者数は単年度で18人となり、13次防3年目として累計で66人となりました。死傷者数は前年比で144人増加し3,110人となり、12次防最終年より6.9%増加しました。

また、13次防は、重点業種目標として、製造業、建設業及び陸上貨物運送事業の死亡者数を12次防期間中の15%以上減少させること、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数を5年後の最終年までに平成29年の死傷者数の10%以上減少させること等を目標に、各種の労働災害防止対策に向けた取組を推進します。

併せて、過重労働、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策を推進することにより、「労働者が安全で健康に働くことができる職場」づくりを目指します。

2 労働災害防止対策、健康障害防止対策及び健康確保対策について

令和3年度は、13次防を踏まえ、次の事項に重点的に取り組むとともに、労働災害防止団体や業界団体等と連携しながら労働災害の減少に向けた取組を推進します。

(1) 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 建設業対策

墜落・転落災害は、建設業の災害全体の3割を占め、昨年も死亡災害の原因となったことから、墜落制止用器具の適切な使用及び手すり先行工法等の「より安全な措置」を踏まえた足場、作業床の設置など、高所作業時の墜落防止措置の徹底を図ります。また、発注機関と連携により災害防止に取り組むほか、自然災害の発生に伴う復旧・復興工事での労働災害防止を図ります。

イ 製造業対策

はさまれ・巻き込まれ災害は、製造業の死傷災害において最も多く全体の4分の1を占め、昨年も死亡災害の原因となったことから、食料品製造業、金属製品製造業を重点に、機械による災害防止を優先的な課題として取り組みます。

ウ 林業対策

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」を周知するとともに、概ね5年ごとの能力向上教育の受講を勧奨します。また、林業事業場への指導は、「チェーンソー取扱い作業指針について」等に基づき振動障害防止対策に係る周知、指導を行います。

エ 交通労働災害対策

死亡災害のうち3分の1を占める6件が交通事故であることから、全ての業種に対して、春秋の交通安全運動実施期間等の機会を捉えて「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図るなど、交通労働災害防止対策を推進します。

(2) 労働災害が増加している業種等への対応

ア 第三次産業対策

小売業及び社会福祉施設の死傷災害が増加しているため、労働災害防止のみを目的とするのではなく、利用者及び消費者の安全・安心にも配慮した「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知、安全衛生に対する意識を醸成するための広報、好事例の収集・水平展開等を実施し、災害防止を図ります。

イ 陸上貨物運送事業対策

死傷災害の7割を占める荷役作業中の災害防止のため「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図ります。また、墜落・転落災害は、全産業で最も多く、あらゆる業種で発生しているため、墜落制止用器具の適切な使用等を踏まえ、墜落・転落災害防止対策の取組を強化します。

ウ 高齢労働者等の労働災害の防止

高齢労働者の死傷災害に占める割合は年々増加し4人に1人となっているため、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知、指導を行い、災害防止を図ります。

エ 転倒災害の防止

転倒災害は、全ての業種において多発しているため、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」の周知を図り、特に高齢者の転倒及び凍結・降雪時における発生を防止する必要から、転倒災害防止のためのチェックリストや視聴覚教材を活用した教育を促し発生を防止を図ります。

オ 腰痛の予防

腰痛は、第三次産業における被災者数が高止まりしているため、機会を捉えてパンフレット等を活用して指導を図ります。

カ 熱中症の予防

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」については、建設業、警備業、製造業等、夏季に暑熱な環境で業務を行う事業者を中心に、熱中症予防対策の徹底を図ります。

キ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者には、労働災害防止に関する標識・掲示の徹底や、母国語の教材を使用した教育の実施など、外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施を指導します。

(3) 特定地域等における労働災害防止対策

ア 鹿島臨海コンビナート等における爆発・火災の防止対策

イ 日本中央競馬会美浦トレーニングセンターにおける災害防止対策

(4) 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策等

ア 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

あらゆる機会を捉え、感染防止チェックリスト、取組の5つのポイント等の周知及び活用の勧奨を実施し、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ります。

イ 過重労働による健康障害防止対策及びストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策

労働安全衛生規則の改正により、産業医への長時間労働者の情報提供、医師の面接指導のため、健診有所見者である労働者の情報提供が義務化されたことから、その周知を図り、長時間労働者の医師による面接指導、健康診断の実施及び結果に基づく事後措置等を徹底します。

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、高ストレス者に対する医師による面接指導、集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進します。また、労働者数50人未満の事業場については、茨城産業保健総合支援センター（以下「茨城産保」）によるストレスチェック制度導入の支援等を活用し、普及・啓発を図ります。

(5) 治療と仕事の両立支援

茨城産保等の関係機関と連携し、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知し、治療と職業生活の両立支援の取組を推進します。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策

ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底、リスクアセスメントの実施、代替品等への促進、記録の保存の徹底を図ります。また、改正特化則（溶接ヒューム等）、改正石棉則及び電離則に定める眼の水晶体に係る適正な被ばく線量管理等の実施について、周知を図ります。

(7) 企業・業種単位での安全衛生の取組の強化等

改正された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）及び関連JIS規格（JIS Q 45001及びJIS Q 45100）による組織的な安全衛生対策を推進するため、周知を図ります。